

板橋区職員の懲戒処分公表について

「板橋区職員の懲戒処分等公表基準」（平成 1 5 年 7 月 1 日施行）に基づき、地方公務員法上の懲戒処分について、下記のとおり公表する。

記

1 減給

以下の事案「職員の勤怠事故（減給処分）」は、令和 7 年 7 月 2 4 日、特別区人事委員会での審査の結果、土日祝日勤務の振替等について職務上の義務違反はないこと、その他の理由から本件処分が違法又は不当であるとして減給処分を取消す裁決がされた。

職員の勤怠事故

被 処 分 者	主事 5 0 歳
事案の内容	被処分者は、令和 4 年 1 月から 3 月にかけて、係員の勤怠を管理監督すべき立場にありながら、勤怠が安定せず年次有給休暇の残日数が少ない職員に直接管理監督が出来ない土日祝日勤務を認め、計 1 3 回の土日祝日勤務において打刻システムへの打刻がない等外形上勤務を証明する形跡がないにも関わらず、打刻情報を修正するなどして平日への振替休暇を承認した。
処分の内容	減給 10 分の 1 2 月
発令年月日	令和 5 年 3 月 2 9 日
根 拠 規 定	地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 号

2 戒告

職員の勤怠事故

被 処 分 者	副参事 4 7 歳
事案の内容	被処分者は、令和 4 年 1 月から 3 月にかけて、課員の勤怠を管理監督すべき立場にありながら、勤怠が安定せず年次有給休暇の残日数が少ない職員に直接管理監督が出来ない土日祝日勤務を認め、当該職員が計 1 3 回の土日祝日勤務において打刻システムへの打刻がない等外形上勤務を証明する形跡がないにも関わらず、平日への振替休暇を承認した。
処分の内容	戒告
発令年月日	令和 5 年 3 月 2 9 日
根 拠 規 定	地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 2 号

賦課事務の遅延

被 処 分 者	主事 23歳
事案の内容	被処分者は、申告書等の事務処理を怠ったことにより追加の賦課作業を発生させ、区の業務の正常な運営を阻害した。
処分の内容	戒告
発令年月日	令和5年3月29日
根 拠 規 定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号